

(3) 特別支援学級とは

(a) 特別支援学級を設置することができる法的根拠

学校教育法第81条には、「教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。」とあります。また同条第2項では、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に特別支援学級を置くことができることを明記しています。

(b) 福島県における特別支援学級の対象と障がい種別の特別支援学級の概要

平成26年4月に出された「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」(福島県教育委員会)には、次のように対象と学級種別ごとの概要が示されています。

特別支援学級の対象となる障がいの種類

知的障がい者 肢体不自由者 病弱及び身体虚弱者 弱視者 難聴者
言語障がい者 自閉症・情緒障がい者

学校教育法第81条第2項の規定に基づき小学校、中学校に特別支援学級を置く場合には、上記の障がいの種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行う。

なお、障がいの判断に当たっては、障がいのある児童生徒の教員の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要である。

【知的障がい特別支援学級】

知的障がい特別支援学級の教育課程は、原則として小学校及び中学校の学習指導要領に基づく諸規定が適用されるが、子供の障がいの状態等から、特別支援学校(知的障がい)の学習指導要領を参考として、その内容を取り入れるなど、特別の教育課程を編成することが認められている。したがって、教育課程編成や指導法は、特別支援学校の場合と共通することも多い。そのため、知的障がい特別支援学級においても、教科別の指導のほか、各教科等を合わせた指導を取り入れている。

【肢体不自由特別支援学級】

教育目標と教育課程の編成については、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び総合的な学習の時間の指導の他に、運動・動作や認知能力などの向上を目指した自立活動の指導も行われている。この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校、中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

【病弱・身体虚弱特別支援学級】

小・中学校内に設けられた病弱・身体虚弱特別支援学級には、特別支援学校（病弱）と同じ障がいの程度の子供も在籍しているが、多くの場合は入院を必要としないが、持続的又は間欠的に医療や生活規制が必要な子供である。

特別支援学級では、通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時数による指導が行われており、それに加え、自立活動として健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導も行われている。

【弱視特別支援学級】

弱視特別支援学級における教育課程は、原則として小・中学校と同様に編成され、学級においては、弱視の子供の見やすい学習環境を整えるとともに、例えば、保有する視力を最大限に活用できるようにするための特別な指導や配慮をしながら各教科等の指導を行っている。

また、文字や絵などを大きくはっきりと提示して明確に認識できるようにするため、拡大教科書や拡大教材を有効に活用するとともに、拡大読書器や各種弱視レンズ類等の視覚補助具を整備し、必要に応じて効果的に活用できるように指導している。

【難聴特別支援学級】

難聴特別支援学級は、聴覚障がいが比較的軽い者のための特別支援学級であって、主として音声言語（話し言葉）の受容・表出（聞くこと・話すこと）についての特別な指導をすれば、通常の教育課程や指導方法によって学習が進められるような子供を主な対象としている。

教育の内容は、小・中学校におけるものに加えて、特別な必要に応じたものとしては、聴覚活用に関すること、音声言語（話し言葉）の受容（聞き取り及び読話）と表出（話すこと）に関することが主である。

【言語障がい特別支援学級】

教育課程は、児童生徒の障がいに応じた特別の教育課程を編成することになっているが、その編成に当たっては、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領を参考とすることとなっている。

例えば、自立活動における言語機能の基礎的事項の指導など言語障がいの状態の改善又は克服を目的とする指導と、各教科の中でも言語障がいにかかわり個別指導などでより手厚く行う必要がある国語科（英語科）、算数科（数学科）については特別支援学級で行い、生活科、図画工作（美術）・体育科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など集団で行うことがふさわしい教科等については、通常の学級で行うことが考えられる。

【自閉症・情緒障がい特別支援学級】

人とのかかわりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導を進めている。自閉症・情緒障がい特別支援学級は、小学校及び中学校に設置されていることから、教育課程は、原則的には小学校又は中学校の学習指導要領による。しかし、対象とする子供の実態から、通常の学級における学習だけでは十分に学習の成果を上げることが困難であることから、子供に応じて学校教育法施行規則第138条に基づき特別の教育課程を編成することができる。この場合、特別支援学校の学習指導要領を参考とし、内容を取り入れて教育課程を編成することができる。

なお、心理的な要因によるものは不登校等のために、学習空白が生じていることがあることから、各教科の内容を下学年の内容に替えたり、基礎的・基本的な内容を重視して焦点化したりするなどして適切な指導を行うことが重要である。

**学校全体で特別支援学級について理解を深めることが、
みんなで子どもたちを育てていく第一歩になります！**